

国保料（税）コロナ特例減免手続き簡素化へ 県「市町村へ情報提供したい」



7月10日、新潟県生活と健康を守る会連合会（新潟県生連）は、新潟県商工団体連合会と県庁を訪れ、国民健康保険料（税）コロナ特例減免手続きの改善などを水品きく枝国保・福祉指導課長に要請しました。新発田、新潟、長岡の各守る会、新潟県生連が参加しました。遠藤れい子県議（日本共産党）が同席しました。

国保料（税）は、コロナ感染の影響により令和元年の収入に比べ、令和2年の「収入見込み」が3割以上減少した場合に、全部または一部が減額・免除されます。厚生労働省は、令和2年の収入「見込み」は、一定期間の帳簿や給与明細書によって申請者が立てるとしています。

新潟県生連は、新たな感染拡大が懸念されるなか、申請者からの提出書類を少なくして申請者と市町村の負担を軽減し、迅速な減免を実施するために、「見込み」は、最も減収した月×12月とすることも可能なことを市町村へ周知するよう要望しました。

県は、「『見込み』の出し方が、市町村によって様々で、まちまちなことがわかった」、最も減収した月をもとに「見込み」を出すことを含め「市町村へ参考例を情報提供したい」と回答しました。

また、複数の市が、減免決定後に収入が見込みより減少しなかった場合、減免決定を取り消すことがあるとしているが、明らかな誤認があり是正指導をおこなうよう求めました。県は、「そのようなことはしない、厚労省にも確認をした」と回答しました。さらに、申請により令和2年2月分から令和3年3月31日まで減免されることを周知するよう求めたのに対し、県は、誤っていた市には既に是正したと回答しました。

コロナ感染が終息するまでの間、受診抑制を図るため資格証明書の発行はおこなわず、すでに発行した資格証明書は短期保険者証に切り替えることを求めました。資格証明書の趣旨を誤らず適正に運用するよう周知する、との回答にとどまりました。